

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十年九月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十年七月十八日郡土第二一―二四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十年九月十二日郡土第四四一号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十年九月十二日郡土第一三五号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡斑鳩町興留四丁目二八三番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市五位堂六丁目五八番地ノ一
山本工務店 代表者 山本勝康

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町興留四丁目二八三番地ノ二の一部
下水道 生駒郡斑鳩町興留四丁目二八三番地ノ二の一部